

## 結婚式の曲選びは、“好きなアーティスト”に次いで“歌詞”に注目

### 音楽著作権の認知は3割から7割に増加！新郎新婦の8割が会場に正しい手続き求める

一般社団法人音楽特定利用促進機構（以下、<sup>アイサム</sup>ISUM）は、ブライダルシーンで使われている音楽に関する調査を行いました。この調査は、20代から40代の3年以内に披露宴を開催したことのある新郎新婦400人を対象に実施しました。ISUMは、ブライダル音楽の著作権・著作隣接権処理システムの運用を開始した2014年にも同様の調査を行っており、今回は5年ぶりの調査となります。

#### 【 披露宴の曲選びは、“歌詞”に注目 】

プロフィールムービーやエンドロールなどの映像演出は引き続き8割を超える披露宴で実施されています。映像演出で利用した楽曲の選曲理由は、最も多い回答が、好きなアーティストの曲53.9%、次いで2位が、歌詞が良い曲26.5%となり、ブライダルシーンでは選曲の際、歌詞が重視されています。「Wherever you are/ONE OK ROCK」「ありがとうの輪/絢香」などの曲名が挙がりました。

#### 【 披露宴での音楽著作権について、知っていた人は34.5%から69.0%へ認知度大幅UP 】

披露宴で利用する楽曲をコピーしてCD、DVD等を作成する場合、著作権・著作隣接権（音楽著作権）の権利者に、許可を得たり、手続きをする必要があります。そのことを知っていた人は、69.0%でした。5年前の同調査では、知っていたと回答した人は、34.5%でしたので、この5年で認知が大きく広がりました。

#### 【 音楽著作権の手続きをしなかった人は59.9%から23.3%へ減少 】

披露宴で利用する楽曲をコピーしてCD、DVD等を作った人のうち、音楽著作権の処理の手続きをしなかった人は23.3%でした。著作権フリーの曲だけを選んで利用した人は29.5%。JASRACやレコード会社などの権利者と直接手続きをした人は8.7%。会場や制作会社など制作者を通して手続きをした人は33.1%でした。5年前の同調査では、楽曲をコピーしたが、必要な音楽著作権の処理手続きをしなかった人は59.9%でした。音楽著作権の認知の広がりとともに、必要な手続きをせずに楽曲を利用する人は減少しています。

#### 【 音楽著作権の手続きについて、プランナー・式場の人から説明されて知った76.8% 】

著作権・著作隣接権の手続きについて知っていた人のうち、楽曲をコピーしてCD、DVD等を作成する際の音楽著作権の手続きが必要であることを、ウエディングプランナーや式場の人からの説明で知ったと答えた人が最も多く、76.8%でした。次いでネットニュース13.4%、外部制作会社からの説明11.2%、口コミ7.2%と続きます。

#### 【 音楽著作権について、正しい手続きを会場に求める新郎新婦81.5% 】

披露宴で音楽を利用する際の著作権・著作隣接権の手続きについて、式場・ホテルなど会場に求めることとして、正しく音楽を利用できるよう手続きしてくれる会場がよいと答えた人が、81.5%となり、8割を超えました。

この調査結果により、この5年での新郎新婦の音楽著作権に対する意識の高まりとともに、会場やプランナーへ音楽著作権の正しい手続きと知識を求めていることが分かりました。

～報道関係者の方のお問い合わせ～

一般社団法人 音楽特定利用促進機構 広報担当：株式会社Blue-Sky 阿部・三井  
TEL 03-4500-6705 MAIL [pr@blue-sky.tokyo](mailto:pr@blue-sky.tokyo)

<調査概要>

調査方法	インターネット調査
実査委託先	楽天インサイト (2019年2月)
対象地域	全国
対象者	3年以内に披露宴を開催したことのある新郎新婦 400名
対象年齢	20代~40代

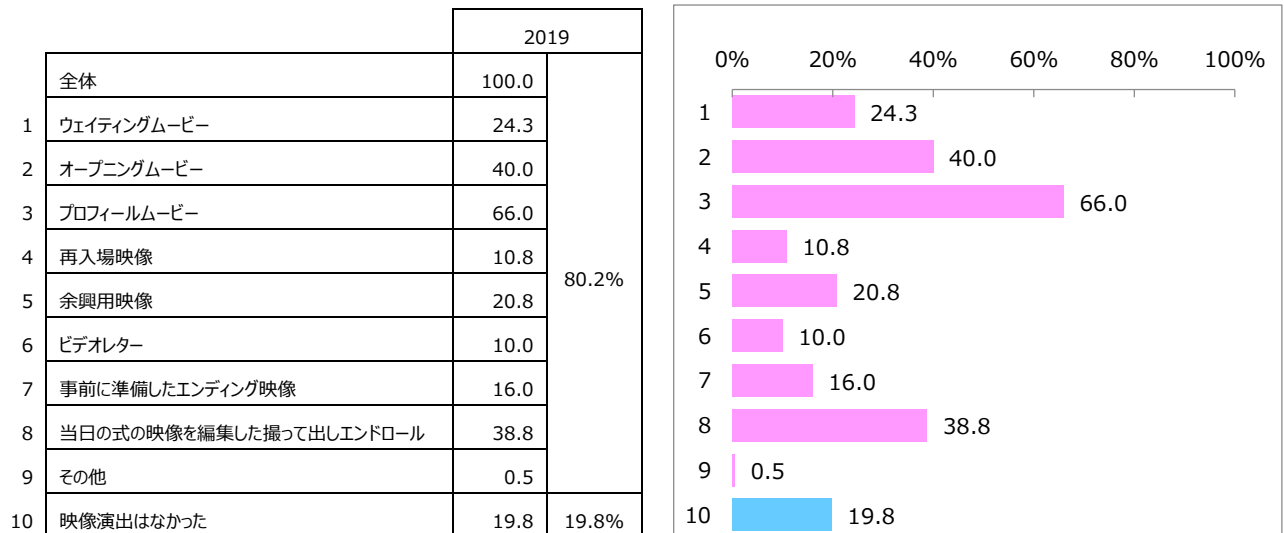
※2014年6月調査 実査委託先：楽天リサーチ (現 楽天インサイト)

※転載・引用について※

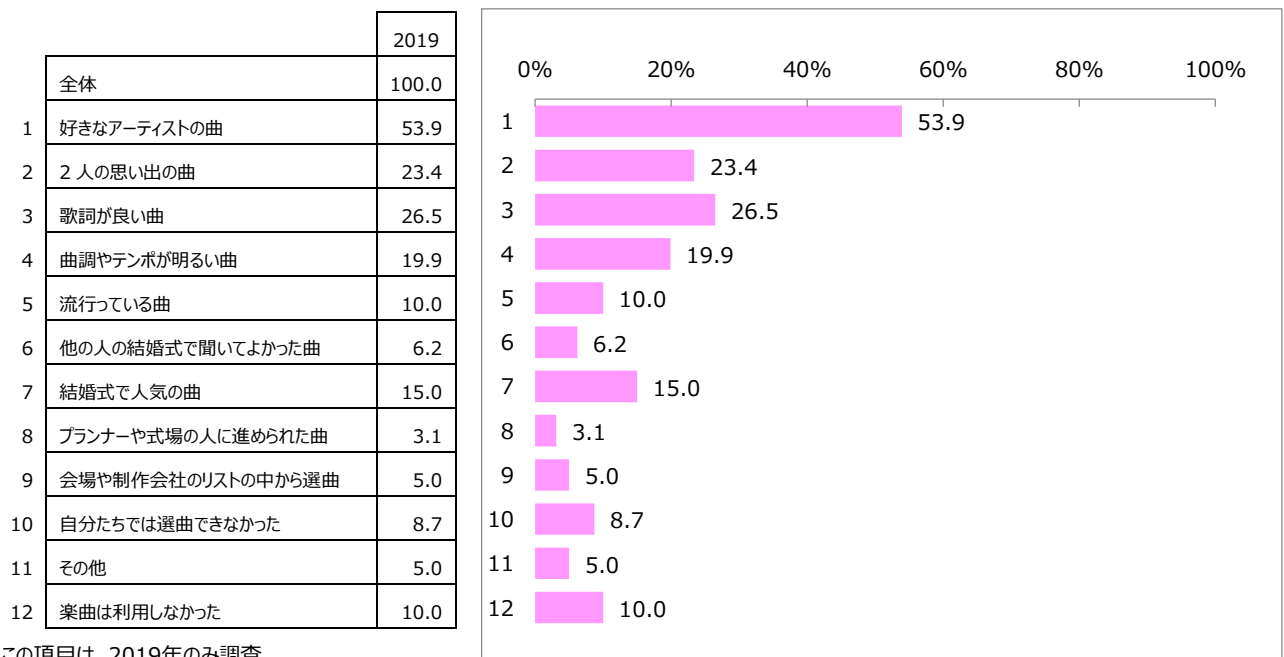
本調査レポートの内容の転載・引用時には、「ISUM調べ」とクレジットを明記ください。

また、WEBサイトにて転載・引用する際は、合わせてISUMのサイト (<https://isum.or.jp/>) へのリンクもお願いします。

Q.披露宴でどのような「映像演出」を行いましたか。(いくつでも)



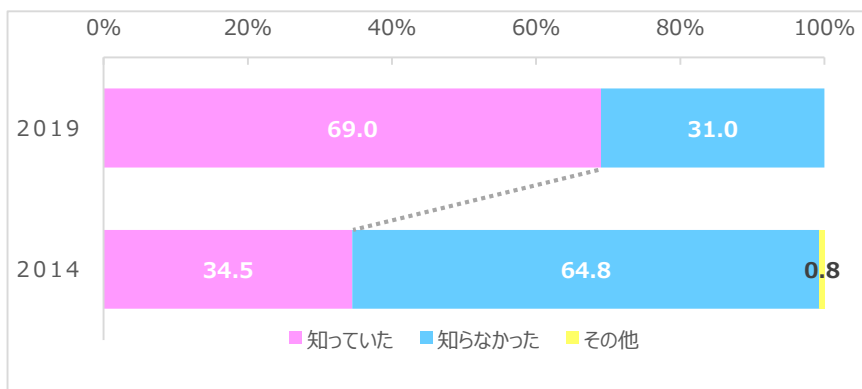
Q.披露宴の「映像演出」で利用した楽曲は、どのような理由・方法で選曲しましたか。選曲のポイントを教えてください。(いくつでも)



※この項目は、2019年のみ調査

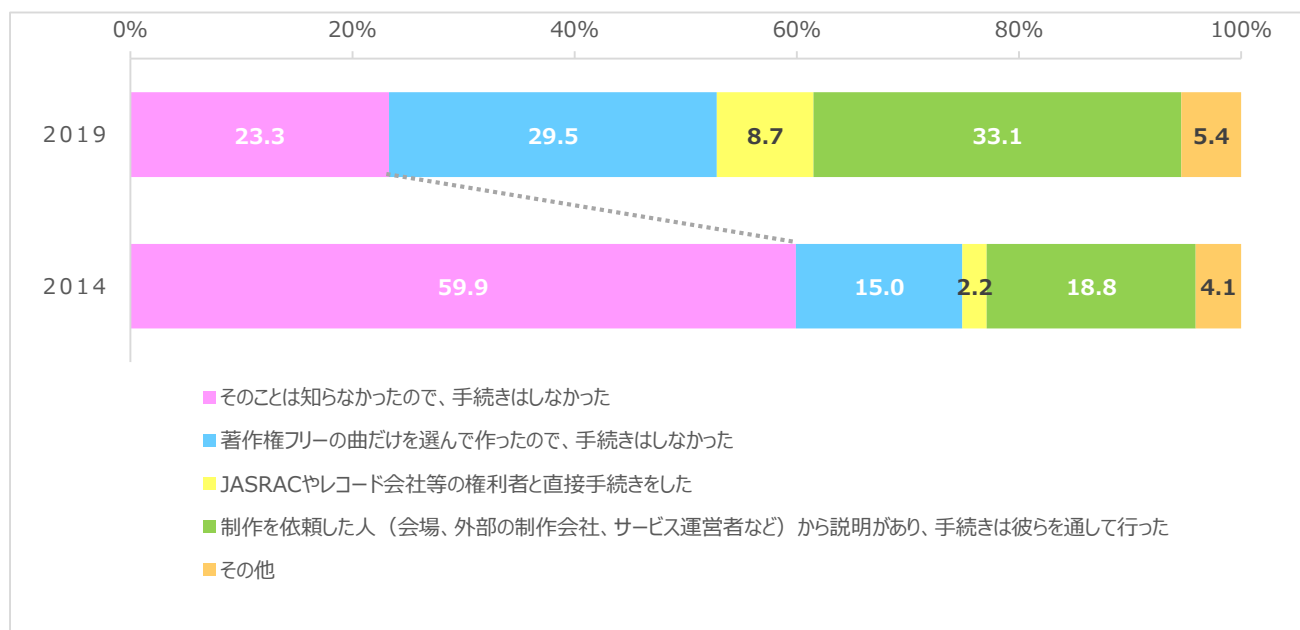
Q.披露宴で利用するために楽曲をコピーして、CD・DVD等を作成する際、著作権・著作隣接権の権利者の許可を得たり、手続きをする必要がありますが、そのことはご存知でしたか。※具体的には、「プロフィールムービーでの楽曲利用」「披露宴の録画」「利用したいBGMをまとめたCDの作成」等の時に権利者の許可や手続きが必要です。

	2019	2014
全体	100.0	100.0
1 知っていた	69.0	34.5
2 知らなかった	31.0	64.8
3 その他	0.0	0.8



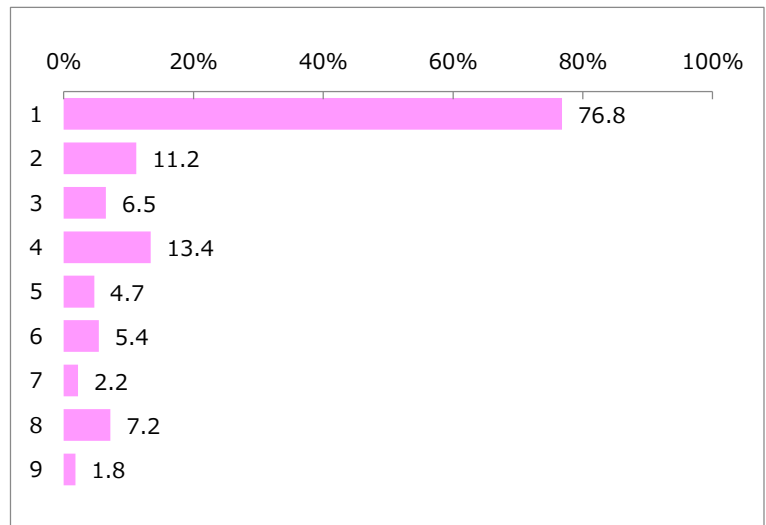
Q.楽曲をコピーして、CD・DVD等を作成した際、著作権・著作隣接権の手続きはどのようにされましたか。

	2019	2014
全体	100.0	100.0
1 そのことは知らなかったので、手続きはしなかった	23.3	59.9
2 著作権フリーの曲だけを選んで作ったので、手続きはしなかった	29.5	15.0
3 JASRACやレコード会社等の権利者と直接手続きをした	8.7	2.2
4 制作を依頼した人（会場、外部の制作会社、サービス運営者など）から説明があり、手続きは彼らを通して行った	33.1	18.8
5 その他	5.4	4.1



Q.楽曲をコピーして、CD・DVD等を作成する際、著作権・著作隣接権の手続きが必要なことは、何で知りましたか。(いくつでも)

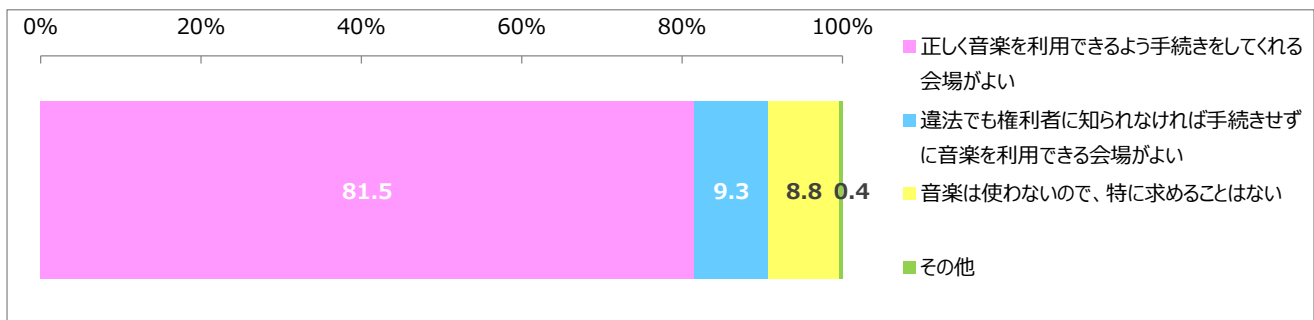
	2019
全体	100.0
1 ウェディングプランナーや式場の人からの説明	76.8
2 外部制作会社の人からの説明	11.2
3 アプリ・ネットサービス運営者からの説明	6.5
4 ネットニュース	13.4
5 新聞	4.7
6 テレビ	5.4
7 雑誌	2.2
8 口コミ	7.2
9 その他	1.8



※この項目は、2019年のみ調査

Q.披露宴で音楽を利用する際の著作権・著作隣接権の手続きについて、式場・ホテルなど会場に求めることは何ですか。

	2019
全体	100.0
1 正しく音楽を利用できるよう手続きをしてくれる会場がよい	81.5
2 違法でも権利者に知られなければ手続きせずに音楽を利用できる会場がよい	9.3
3 音楽は使わないので、特に求めることはない	8.8
4 その他	0.4



※この項目は、2019年のみ調査

※ 社名、製品名およびサービス名は、各社の商標または登録商標です

### 【一般社団法人 音楽特定利用促進機構】

プライダルシーンにおける市販楽曲の利用促進及び音楽著作権の啓発活動の一翼を担うことを目的として2013年10月に設立。プライダルで使う音楽の著作権・著作隣接権の権利処理手続きをオンライン上で簡単に行うことができるシステムを提供し、手続きを代行しています。

代表理事：アレクサンダー・アブラモフ

所在地：〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2丁目10番15号NV I BLDG.9階

サイトURL：<https://isum.or.jp>